

第8回定例会

令和4年12月13日開会

令和4年12月13日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和4年第8回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年12月13日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
（議長諸報告について）
（町長あいさつ）
- 第 3 行政報告について
- 第 4 一 般 質 問
- 第 5 議案第71号 小清水町議会議員及び小清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第72号 令和4年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 7 議案第73号 令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第74号 令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第75号 令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第76号 小清水町防災拠点型複合庁舎の指定管理者の指定について
- 第11 同意第2号 監査委員の選任について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和4年第8回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

3番 瓜田新一 議員 8番 更科浩司 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。はい、4番。

○議会運営委員長（森浩君）はい、4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和4年第8回小清水町議会定例会を開催するに当たり、去る12月9日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開会いたします定例会の会期、運営等について協議をしたところでございます。

本定例会に付議されました提出議案等については、配付されております会期日程表のとおりでございます。また、一般質問3名4件の通告があります。

以上の提出議案等の内容を慎重に審査いたしまして、本定例会の会期は本日12月13日、1日間とすることが適当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたしました。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。

定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

師走も半ばを迎え、暦も残すところ僅かとなりました。先月末に開かれた臨時町議会から間もない本日

ではありますが、令和4年第8回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応召を賜り、ここに開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

依然、新型コロナウイルス感染が収まらないこの一年となりましたが、議員の皆様、町民の皆様、関係各所の皆様には感染予防に努められ、それぞれのお立場で御協力を頂き、町政発展に御尽力を賜りましたこと、この場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。

さて、本定例町議会に提案させていただきます案件でございますが、選挙公営費の限度額改正に伴う条例の一部改正1件に、補正予算は高騰する光熱水費、新庁舎整備関係事業費の追加のほか、年度末、第4四半期に向けた事務・事業の精査による予算の追加・減額など各会計補正予算4件、新庁舎のにぎわい機能の管理・運営を担っていただく指定管理者の指定1件、同意につきましては監査委員の選任について1件、以上7件でございます。

各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げまして、定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので御了承願います。

別途お配りしております行政報告書2ページ右側上段、新型コロナウイルスワクチンの接種事業でございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、継続的に小清水赤十字病院の全面的な御協力を頂き、進めているところであります。報告書には、本年9月下旬以降実施いたしましたオミクロン株対応ワクチンの集団接種に係る実績を記載しております。12月1日現在の接種状況には町外で接種をされた人数も含んでおり、対象の12歳以上の方852名が接種を受けられ、率といたしましては20.7%となっております。このうち65歳以上の方は110名で、率にいたしまして6.4%となっておりますが、今後従来株ワクチンによる4回目接種を終えられた方など前回の接種からの接種間隔等の対象要件を満たされる方に対しまして、今月12月の集団接種において5回目としてオミクロン株対応ワクチンの接種を受けていただくこととなっております。

全国・全国的にも、11月27日現在の数値になりますが、共に17.1%にとどまっている状況であります。現時点における新型コロナウイルスワクチンの臨時接種の期間は令和5年3月31日までとされておりますので、ワクチン接種を希望する町民の皆様が接種を受けられるよう引き続き、小清水赤十字病院の御協力を頂き、接種の機会を確保してまいります。

以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭に努められるよう、お願い申し上げます。

初めに、6番、工藤孝一議員。はい、6番。

○6番（工藤孝一君） はい、6番。さきに通告してあります2点についての質問をさせていただきます。

まず最初に、農業資材の高騰対策であります。

昨年来、肥料や配合飼料等の価格が高騰していますが、農家個々のコスト削減努力は限界を超えていません。

本町は、既に1,500万円の原油高騰対策事業で農協を通じて農家支援の補助金支出を決議したところですが、追加対策を検討すべきではないでしょうか。

加えて、農地へ施用する化成肥料の施肥量削減を目的に堆肥の高品質化やペレット化に取り組み、元肥窒素に対する代替利用の仕組みづくりを早急に進めることが求められますが、御所見を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

6月定例町議会におきましても同様の御質問を頂き、お答えをしておけるとおり、農業資材等の高騰が及ぼす影響は本町に限定された問題ではなく、国全体の問題として、本来国策として対応すべき事案であると考えており、町村会等を通じ、国に対策を訴えてきたところであり、加えて燃料等高騰対策臨時交付金を活用することで、畑作・畜産農業者の皆様の負担軽減を図られるよう、支援を講じてきております。これが十分な対策になったとは考えておりませんが、この影響は農業者のみならず全ての町民の皆さんにも及んでおります。

現在、農業に対する追加対策は考えておりませんが、その対策が必要と判断される場合につきましては、JAこしみずなど関係機関と協議の上、対応してまいりますので御理解を頂きたいと思っております。

また、元肥窒素に対する代替利用の仕組みづくりにつきましては、本年6月よりJAこしみず、北見工業大学、ホクレン、農協中央会北見支所と協働し、プロジェクト準備会を立ち上げ、現在まで町内で推進してきました小清水式循環型農業をさらに進化・推進させ、高騰する肥料の一部に地域内資材を活用して代用するなどの代替利用の仕組みづくりの検討を既に開始しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。この農業資材の質問は、町長おっしゃられたとおり、6月定例議会さらに11月29日の臨時会等でも私も質問して、続けてということになりますが、全道を見渡しても様々な取組が市町村で取り組まれております。

それぞれいろんな形でやられておりますが、特に畜産経営について言えば、配合飼料対策として各管内の置戸町、訓子府町の場合を見ますと、酪農、肉牛、馬、鳥、そして育成牛というこういう5つの経営体に対してそれぞれ支援をして年内に支給するというところでありますが、特に酪農、搾乳牛に対しては町独自に6,400円という、1頭当たり支援金を直接酪農家に周知徹底して説明会を開き、申請書を上げてもらうという形で各業種、肉牛、馬、鳥も含めた、育成も含めた説明会をやっている町村もあります。

こういった畜産経営の見通しが立たない中で、こういった取組も私はぜひ参考にして捉えていただきたいというふうにまず考えております。

加えて、次に畑作経営の問題ですが、6月定例でも説明しましたが、本町は平均面積33ヘクタールということで、令和4年の畑作経営の試算をしてみますと経営所得安定対策で本町の場合例年40億の交付金が入っておりますが、この交付金がビート、小麦、大豆、この3品目で交付単価が来年は減ります。

その数字を基に計算すると、平均規模で200万円から250万円の減収となります。あわせて、化成肥料の高騰の問題、この国からの支援金、これを値上げから支援金を差し引いた残りの値上がり分が、これは経営形態によって差が出ますが、おおよそ200万から250万円となり、さきに申しました交付金と肥料費の合わせて400万円から500万円の所得の減収となる。そういう現段階では見通しを持っております。

この経営安定の見通しが立たない中で、やはり本町の独自の支援も必要であるというふうに考えます。あわせて、堆肥の高品質化の問題で、今北見工大等、そういう学識研究者も含めて体制を整えて進めているという説明であります。この従来から町内でもたくさんの堆肥を購入して散布する、そういう仕組みが続いていますが、特に野菜の作付の多い農家からはやはり高品質な堆肥あるいはブロードキャスターを使って手軽に散布できるペレット堆肥、こういった要望が上がっているのは事実であります。

本町は、一部神浦地域を中心として多くの養鶏場が近年建設されているということと併せて、あるいは、以前から続いている農協のゆう水散布事業、そういうことも当然そういった協議していく枠組みの中では様々な議論が出ると思っておりますが、そういった養鶏場とも協力して進めていくべきじゃないかなというふうに思います。再度御質問いたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えさせていただきたいと思っております。

まず、農家さんに対する支援の関係、酪農関係、畑作関係お話がありました。私の押さえとしては、特

に酪農関係が厳しいであろうと。これは、近隣市町も同様だというふうに認識をしております。特に、遠紋地域であるとか根釧地域であるとか、かなり規模の大きいところについてはすごく影響が大きいというふうには認識をしているところでございます。

酪農関係については、11月臨時会のほうで500万円ということをごさいます、JAさんのほうも同額程度年内には何だかの支援をするというふうにお聞きをしておりますが、本町の経営体としては大体31経営体でありますので、割り返すと1軒当たり20万ほどになるのかなというふうには思っておりますけれども、これでは十分ではないということは認識をしているところでございます。

加えまして畑作の関係であります、経営所得安定対策40億円、まさに国策にすごく影響する部分だと思います。そこに加えて、飼料・肥料高騰ということで四、五百万ということがございましたけれども、町がどこまでできるんであろうということでございます。

1軒当たり500万影響が出るからそれができるかといったら、全然できる話ではございませんので、当然必要な支援は今後必要であれば実施をしていきたいとは思っております。これは、JAさんとの協議ということになります、皆さんの御意見もお聞きしながらということですが、やはり町としても財源は限られているわけありますので、そこは国が何かを国策の中に当然やってくるであろうという認識もしておりますので、そこについては国の状況を見ながら対応していきたいというふうに考えてございます。

やはり今の農家さんを守っていかないと、本町の基幹産業は農業でありますのでやはり1軒でも2軒でも減るとことは町として大きな痛手になるわけですから、ぜひ経営継続ができるようにしっかり支えていきたいという考え方を持っていますし、あとは特に若い農業者がやっぱり夢を持って営農できる環境というのは必要でありますので、そこについてはやはり北海道、国なりに訴えていきたいというふうに考えてございますので、御理解を頂きたいと思っております。

あと、堆肥化の関係でございますが、今現在検討している内容——これはやるとは決まっております。今検討段階であります——例えば澱粉工場関係ではNKゆう水のペレット化であるとか、加熱処理後の遊離土であるとかや河川放流前の沈殿池の汚泥の堆肥化などですね。あと生ごみの堆肥化、あとし尿の汚泥の関係をできるのではないかなというようなことで、いろいろな議論が始まっているところでございます。

そんな中で、できるであろうという形になった場合については、正式に地域協議会を立ち上げながら関係機関とともに検討をしていくことにはなるんですが、現実的に本町耕畜連携が確立されておまして堆肥については余っていない、逆に根釧から持ってきているという状況の中で、どんだけ町内で資源があるんだろうか。ペレットを作ったにしても採算が合うんであろうか、ないんであろうかというようなことをやはりしっかりと検証しなきゃいけないというふうに考えてございます。

特に、町としては農業だけではなくて今ごみ処理場の広域処理化等々も、焼却施設を含めてですね、検討しているわけですが、そのほかにもいろんな資源はあるんだろうというふうには思っています。そんな中で、何がいいのかというのをここ数年の中でやはりしっかりと検討していきたいというふうに考えてございます。やはり使えるものはしっかりと堆肥化をして畑へ還元するというのは本来あるべき姿だと思います。ただ、いろんなやっぱりそのかかる経費やコストの問題等々そこはしっかりと検証しながらいかなきゃいけないというふうに考えていますので、関係機関の協力を頂きながらしっかりと検討して本町のありべき姿を作っていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。今、本町独自の対策、次の対策が必要であればまた検討しようという御答弁かと思っております。

特に堆肥化の問題では、今おっしゃいましたごみ処理場の新たな設置の問題と生ごみの問題、そういうリサイクルができるのかどうか。生ごみをリサイクルのためにまた堆肥化を委託して続けるのか、あるいは、別の方法を選択するのか。これは、一つの障害になる生ごみですね、そのこともやっぱり異物が入っている場合もあると思うんですね。そういう異物除去の問題をこう具体的にどういうふうに解決するかということも大きな壁に立ちはだかっていると受け取っているんですが、そういう問題を一つ一つクリアしていかなければならない課題があるというふうに思います。

その点でも、十分組織を私は作って、工大とも協力してこれから協議、今は議論が始まったばかりだというふうにおっしゃられましたが、ぜひとも組織を立ち上げていただきたいというふうに強く思います。

あわせて、やっぱり畜産、本町の農家経営を安定させる対策。本来、さきに申し上げました農家経営所得安定対策、あるべき姿は畑作産品の中心地帯の本町の経営を安定させるための本来の制度でなければならぬと思います。今おっしゃられたとおり、道や国に対してやっぱり強く改善を求めていただきたいと思います。その点を最後に指摘して、次の質問に移らせていただきます。

続きまして2点目ですが、中心市街地の再生についてであります。

にぎわいのある空間と使いやすい役場、そして災害時の応急・復旧・復興機能を備えた新庁舎が来年5月に供用開始となりますが、一方で市街地の店舗は大きく減り、新庁舎との均衡が取れていません。中心市街地のにぎわいづくりについての見解を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えをいたします。

人が集い、滞留を促すことによりコミュニティーの再生と活性化をもたらすにぎわいの空間を備えた新庁舎が来年5月に供用を迎えます。市街地の中心拠点となる新庁舎のにぎわいは建物内にとどまるものではなく、人の移動が活発化されることによって、市街地のにぎわいづくりにも波及効果をもたらしてくれるものと期待をしているところでございます。

それに向けた中心市街地のにぎわいづくりですが、平成27年10月より商業起業化支援・活性化事業の運用により昨年度までの6年間で42件の交付実績があり、うち8件の新規出店、34件の店舗改修などが行われ、市街地に限定をいたしますと6件の新規出店、29件の店舗改修などが行われ、衰退だけではなく新規出店への後押しの成果も現れているところであります。

本年度は事業3年間の限りとした本事業の最終年度となりますが、来年度以降の制度継続要請を商工会より頂戴しておりまして、新年度に向けてより活用しやすい制度となるよう、商工会と制度の見直しや拡充の協議を重ねているところであります。

新庁舎のにぎわい空間がもたらす新たな人の流れを好機と捉え、中心市街地の活性化を後押しできる事業となるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。今御説明ありました店舗の改修を含めて様々な形で本町の独自の施策として進めているというお答えであります。中心市街地のやはり目立つのはシャッター街だということと併せて、もともと店舗を構えていらした方が旧店舗の裏に住み続けているという状況が現実だと思います。そのことに対して、今後どのようにしていくかという問題があるかと思えます。

その住み続けている元商店の方に、やはり今後の中心市街地の在り方についても含めて聞き取り調査をしてはどうかというふうに考えます。今後そこに住み続けたいのか、あるいは旧店舗を貸してもいいのか、あるいは売りたいのか、あるいは公営住宅に移り住みたいのかなど様々な思いも抱える方もいらっしゃると思います。こういった聞き取り調査を、できれば役場職員の方あるいは新しく来られた協力隊の職員の方も含めて、直接そういう訪問をしてお互いにこの役場職員の方と元商店の方との顔見知りになるという双方向の関係を作ることも大切だというふうに考えます。

そういった聞き取り対面調査を基に、今後そういったシャッター通りというふうに捉えられるそのことに対する話合いや議論をしていく場所を、協議会などそういう話合いする場所を設定することを目的に取り組むことが必要だと思います。その点で答弁を頂きたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えしたいと思います。

空き店舗ではありますが、ここは慎重にいかないといけないのは人の財産でございます。私も、先般1店の空き店舗を見させていただきました。すぐ扉の隣には居間があるわけですね。そこに実際に住まれて

いるわけです。ですので、当然議員がおっしゃったとおり、将来的にそこに住み続けられるのか、もしかしたら公営住宅でもいいのか、住宅を建てるのか、その意向確認についてはしていかなきゃいけないかなと思っておりませんが、私以前もお答えしたことがあるやに記憶をしておりますが、今現在防災拠点型複合庁舎、にぎわいの拠点として整備をさせていただいております。

その次の段階としては、国土強靱化、防災対応として無電柱化を進めるというようなことで事業計画的には国の事業に乗っているということでございます。

加えまして、今ロードヒーティングが不具合が起きているということからロードヒーティングをやり直すということですね。そこをどこまでやるんだらうということでございます。ある程度ここまで市街地域は衰退をしているというのは現状でありますので、一定程度コンパクトに街を元気にしていかなきゃいけないかなという考え方をしております。

そこをどこまでにするんだらうということですね。その考え方は、やはり無電柱化なりロードヒーティングをやり直すときがタイミングであるというふうに認識をしております。そこが、まだいつになるんだというちょっとまだ年数が決まっていないものですからこれからの話になるんですが、やはりそこを見据えた中で議員今御提案のとおり、その空き店舗の皆様方とそこに住まれている方たちと、町の職員がというお話もありましたが、そこはやはり商工会のお力も頂きながら、町も一緒になってどう作り上げていく、この市街地域をもう一回元気にするにはどうしたらいいんだというような議論をやはりしていかなきゃいけないだらうと。もうその時期は来たんだらうというふうには認識をしております。

ですので、その辺、無電柱化・ロードヒーティングの再整備の事業計画を見据えながら、来年度以降になると思いますが、やはり商工会さんと連携をしながらどのような市街地域、にぎわいの空間を生み出していくんだというようなことを議論を始めることをやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

冒頭申し上げましたが、やはり企業化支援、一定程度の支援をさせていただきますが、もう一押しできるような事業にしないとなかなか使っていただけないのかな。特に、新規出店についてはやはりもうちょっと後押しを大きくしないとなかなか踏み切れない状況あるんだらうというふうに思っておりますので、今制度設計を商工会さんと議論をさせていただいておりますが、そのようなことで小清水に魅力を感じていただいて出店頂けるような環境づくりも併せてやらなきゃいけないというふうに考えておりますので、そこは並行しながら順を追って商工会さんの御協力を頂きながら進めていきたいと思っておりますので、御理解を頂きたいなというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）役場の職員の方が出向いていくというのは、商工会にお任せするというのもそれは当然かとは思いますが、やはり新しく中心街が、役場庁舎が変わる。それと同時に、やはり職員の方の若い方も増えていく。そういう経過の中で、やはり町民のほうへ職員の方が出向くということは一つはメッセージとして私は大事なことじゃないのかなと考えます。

最後に、町長がもう一押し商工業者あるいは移り住みたい人にそういった支援をということですが、新たなやっぱ思い切った取組が本当になれば動かないと思います。その点で、もう一押し本当に動くような取組を期待して私の質問を終わります。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。私は、1問、道の駅での避難対応について質問させていただきます。

道の駅はなやか小清水は、災害時の指定緊急避難場所とされています。これから冬に向かい、本格的な雪のシーズンとなりますが、暴風雪により国道244号が通行止めとなった際、避難場所の施設として対応についてどのような対応なのかお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）議員の質問にお答えいたします。

災害時の避難所は、平成25年の災害対策基本法改正によりまして、住民等が一定期間滞在する指定避

難所と、地震や洪水など災害の発生やそのおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として指定する指定緊急避難場所の制度が設けられたところであります。

このことを受け、本町においては避難した住民の方々が災害の危険性がなくなるまで滞在できる指定避難所として、平成27年に愛ホールを、令和3年に小学校、中学校を加え、介護の必要な高齢者など災害時でも生活配慮が可能となる福祉避難所として平成27年に愛寿苑を指定しているところであります。

御質問にあります道の駅はなやか小清水は、暴風雪による災害を想定し、指定緊急避難場所として平成27年に指定したところであり、管理運営を担う指定管理者との協定条項において災害時における緊急体制整備等の措置を図ることとしております。

具体的には、暴風雪警報等の発令が見込まれる際には、指定管理者との連携により駐車場利用者への天候等の情報提供をはじめ、国道の除雪作業に時間が要し、待機による安全確保が必要な場合は施設内への受入れを可能とし、施設での待機などの二次対応ができるよう、発電機、毛布などの備蓄品を備えた態勢を構築しております。

なお、車両移動が困難となり、一定期間継続するような事案が発生した場合には人命を第一優先とし、除雪車両を活用した誘導を行う緊急対応を図るほか、避難者を愛ホールで受け入れられるよう、関係機関と連携した適切な対応を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。はなやかは、以前と違って加工施設がアグリハートセンターに代わり、職員がいなくなった形だと思うんですけど、緊急の場合、職員はそちらに出向くのかを再度確認をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）基本的には、指定管理者さんとその辺の連携は図っておりますので、対応できるのであれば指定管理者さんのほうで対応頂くと。町のほうが出向く必要があるのであれば、そこは指定管理者さんとの協議によりまして町の職員が出向くという対応を取ってきております。

今までにおきましても、はなやか小清水に加工施設があつてうちの職員が常駐していた場合についてもこちらから職員が出向く場合もありましたので、今後におきましてもその体制については維持をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）愛ホールの関係ですが、吹雪のとき小清水の町からはそちらで待機していただく。浜小清水の場合は、道の駅プラス浜小清水公民館、あちらも活用するのかどうか、再度お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

基本的に浜小清水公民館という住民センターですね、今。避難所にはなっておりますが、基本的にはやはりこちら側の対応としてもできる限り愛ホールのほうに来ていただいて、そちらで食事等々も含めて対応できたほうが避難者の方もいだろうというふうには認識をしております。

そんな中で、愛ホールについては非常電源も装備をしておりますし、やはり温泉熱で温かい施設でありますのでそういう形が一番いいとは思いますが、それが難しい場合ですね、やはり暴風雪がひどくてこちらのほうにも向かえないという場合については、やはり浜小清水住民センターもしっかり活用するような形で、その場合についてはこちらから当然職員が向かわなきゃいけないですし、地域の方のお力添えも頂かなきゃいけないと思いますけれども、そこら辺は臨機応変に対応できるような形で体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、3番、瓜田新一議員。3番。

○3番(瓜田新一君) 3番。私は、農業の振興について質問させていただきます。

新型コロナウイルス、国際情勢、円安などによって農業を営む環境は厳しさを増しております。今後、ロボット・ICT等の先端技術によるスマート農業の導入、拡大が重要と考えますが、所見をお伺いします。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) お答えいたします。

スマート農業の推進についてですが、本町は平成30年度と令和元年度の2か年間に北海道の産地パワーアップ事業費補助金を活用し、178経営体に323台のGPS自動操舵システムを導入しております。また、畜産分野におきましても平成28年度からの畜産クラスター事業の活用により、昨年度までに搾乳ロボット2台、餌寄せロボット4台を導入し、先端技術導入によるスマート化を後押ししているところでございます。

その後も、国の補助事業は事業名は変わっておりますが、スマート農業の推進を目的に自動操舵システムやドローンの導入を対象とした事業として展開されており、その都度JAこしみずを經由して事業の要望調査を行い、対応しているところでございます。

今後も、JAこしみず等関係機関を通じて事業要望等がございましたら、補助事業の活用と併せまして検討をし、農作業の効率化と省力化を進めるスマート農業の推進を後押ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(坂田秀昭君) 3番、瓜田新一議員。

○3番(瓜田新一君) 3番。本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、ICTの農業の推進、また本年2月に出された第10期農業振興計画には、本町農業の課題としてICTの導入による省力化などと記されております。

特にドローンですけれども、ドローンを使って撮影をし、AIで解析、必要な箇所へ適量の農薬・肥料を適時適宜に散布、最少の量で行えることは環境保全の面からも効果が考えられます。

本町においても、3つのグループがドローンを活用しておると聞いております。本体補助金はもとよりですけれども、ライセンス取得などに対する支援・補助などを制度化し、さらに普及を検討すべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) お答えいたします。

先ほど来お話をしております資肥料高等対策等々にも、やはりこういうドローン等々の活用については欠かせないだろうと、今後の農業の展開を見たときには、考えております。

その支援体制であります。やはり普及促進をするためにはいろんな支援事業も構築をしながらやっただらいいだろうという御意見であろうと思いますが、やはりそこは当然農業者の皆様のお声も頂きながら、農協さんと意見交換をしながら、必要であればそういう制度設計もしながら支援をしていきたいというふうに考えてございますので、御理解頂きたいと存じます。

○議長(坂田秀昭君) 3番、瓜田新一議員。

○3番(瓜田新一君) 3番。ドローンの使用に当たっては、先日もドローンの法改正もあり、農業だけにとどまらず鳥獣対策、災害対策などますます活用が広がってくると思われませんが、その点での活用はどうでしょうか。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) お答えいたします。

議員がおっしゃられたとおり、鳥獣被害対策、あと災害対応等々にはやはり有効手段の一つであるというふうに考えてございます。町としても、その導入をどうしていったらいいのかということ、町が持つべきなのか、それとも委託をしていくのがいいのか、その辺も検証しながら、いろんな産業においてもやっ

ぱりドローンは有効に活用されてきている状況はありますので、そこに町としても遅れることなく、その導入に向けて検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。本町の農業というんですか、基幹産業、これ絶対守っていかなくちゃならないんですけども、第10期小清水農業振興計画、これを基にして農業の政策が取られると思うんですけども、大きな流れが今、起きようとしていますね、砂糖の余っている現象だとか。これにいろいろ5年後の、令和7年度までのこうあるべき姿というんですか、農家の収入だとかは一応見積もられているんですけども、その前提となる作付面積だとか、それを基にして立てると思うんですけども、今後この計画の変更だとか修正だとかは考えられますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）現時点、それぞれの年限を持ちながら計画は策定をし、それに基づいて、今それぞれ実行されているというふうに認識をしておりますが、大きな変更が生じる場合については、その計画の変更についてはいろいろ考えていかなくちゃいけないだろうというふうに考えてございますが、現時点においては、今は特に本当にいろんな動きがある中で、農業もおそらくいろんな動きが、国の農政として動いてくるだろうというふうに考えてございます。そこは、いきなり来年、再来年からということではなくて、一定程度、5年先、6年先、7年先というようなことで、国の議員さんあたりともいろんな意見交換する中では、五、六年先を見据えてねというようなことも国としては考えられているようでございますので、そこを注視しながら、計画については変更が必要なものは柔軟にそこは対応していくというようなことで、JAさん、関係機関と意見交換をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて瓜田新一議員の質問は終了いたします。

以上で、通告の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

議員の皆さんと町長、副町長は第3会議室にお集まり願います。

なお、本会議は10時35分より再開いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎議案第71号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、議案第71号、小清水町議会議員及び小清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第71号、小清水町議会議員及び小清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明いたします。

議案書の2ページ及び別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

改正する条例につきましては、公職選挙法において、候補者間の資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会均等を図る観点から、町長及び議会議員選挙に係る選挙運動費用の一部を負担するため制定したところでありますが、このたび国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律等が本年4月に公布されたことを受け、本条例の改正を行うものであり、具体的には、改正法律において、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、選挙公営費の対象となる選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成、それぞれの経費に

係る限度額が引き上げられたことから、本町においても同様に改正するものであります。

改正の内容でございますが、第4条の選挙運動用自動車の使用に係る公費負担額のうち、第1項第2号ア、一般運送契約以外の契約による選挙運動用自動車の借入経費について、現行の1日当たりの限度額1万5,800円を1万6,100円に、同号イの燃料代について、現行の1日当たり限度額7,560円を7,700円にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、第8条の選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額ですが、1枚当たりの作成単価、現行額「7円51銭」を「7円73銭」に引き上げ、第11条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担額についても、1枚当たりの作成単価、現行額「525円6銭」を「541円31銭」に、その単価にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に加える企画費の限度額、現行の「31万500円」を「31万6,250円」に引き上げるものであります。

最後に、附則の施行期日につきましては公布の日からとし、改正後の条例は附則第2項において、条例施行後にその期日を告示する選挙からと定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第71号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第71号、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号 乃至 議案第75号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第72号ないし日程第9、議案第75号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について、令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました議案第72号ないし議案第75号、小清水町各会計補正予算について、初めに、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億152万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億9,069万9千円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表継続費補正の追加は、当初の庁舎外構整備計画にはなかった商業施設の誘致に伴い、庁舎と商業施設の共用駐車場を一体的に整備することとし、本年度より2か年間の継続費事業とする防災拠点型複合庁舎外構整備事業827万3千円につきまして、本年度1年目は進捗率30%を見込んだ予算額248万2千円、令和5年度予算額579万1千円を年割額として追加するものでございます。

第3表債務負担行為補正の追加は、防災拠点型複合庁舎に併設設置するにぎわい空間の指定管理業務について、年度内に指定管理者の指定が必要なことから、令和5年度を始期とする期間における管理運営事業管理料の限度額を設定するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第4表地方債補正の1、追加は、防災拠点型複合庁舎の熱源に用いる温泉熱利用施設の整備につきまして、北海道との協議により過疎対策事業債の対象となり得ることから、温泉熱利用施設整備事業債として、令和4年度発行可能額8,740万円を追加するものです。

2の変更は、道営農道整備事業の事業費確定に伴い5千万円を減額、次のオホーツク海岸道路整備事業は、事業の完了による精査により発行可能額40万円の増額、臨時財政対策債は、発行可能額の決定による減額と、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に、歳出予算ですが、15ページをお願いいたします。併せて主要施策調べを御覧ください。

2款総務費1項1目一般管理費10節需用費は、原油高の影響による増額で庁舎等の光熱水費102万7千円の追加、同様に電気・燃料費の高騰の影響を受け、各施設等において光熱水費の不足見込額を追加計上してございます。

以降、科目ごとの説明は省略をさせていただきます。

次に、12節委託料は、不在者投票に係るオンライン申請を可能とするため、行政手続オンライン化構築業務委託料44万6千円を追加計上。

次の庁内DX推進業務委託料は、窓口サービス簡略化のほか、オンライン決済、納付、申請などのシステム構築に係る費用6,424万3千円を追加計上。これに係る財源につきましては、令和7年度までの5か年間に限り、普通交付税の算入において地域デジタル社会推進費が臨時費目として措置され、基準財政需要額に算入されているものでございます。

次、定年制度延長に伴う給与システムの改修費として、人事給与システム改修業務委託料55万円を追加。

17節備品購入費は、庁内DX推進事業において、新庁舎に設置するPOSレジ及びキャッシュレス決済端末機器の購入費として337万6千円を追加。

一般管理費計で6,964万2千円を追加計上するものでございます。

次に、6目企画広報費18節負担金補助及び交付金になりますが、防災拠点型複合庁舎に併設するにぎわい空間の運営につきまして、従業員のユニフォーム代、カフェで使用する食器類や食材調達、加工費のほか、令和5年5月の開業セレモニーに係る事前費用など、合わせて1,034万2千円を開業支援事業費としてNPO法人グラウンドワークこしみずへ補助することとして追加計上。企画広報費で1,038万9千円を追加計上するものです。

8目交通対策費は、網走バス小清水線運行事業に伴う補助でございまして、広域生活交通路線維持費補助金2,010万7千円を追加。

mobい運転事業支援金は、昨年度に引き続き2回目となります乗合タクシーの実証実験に要する費用で、昨年度と同様に網走ハイヤー様、網走バス様、小清水町観光協会の御協力を頂き実施する観光庁の補助事業による実証実験でございまして、事業主体は昨年実施時と同様に網走ハイヤー様になります。

エリアにつきましては、役場を中心に昨年実施した半径2.5キロメートルから半径8キロへ拡大、また、1か月間乗り放題、定額料金とし、月額利用料を3千円に設定。または、都度の利用料を300円とする有償化による実証実験を1月10日から3月末まで実施するもので、補助残分の負担額652万8千円を追加、交通対策費計で2,676万円を追加計上するものです。

次に、12目防災拠点型複合庁舎整備費では、先ほど、第2表継続費補正において御説明したとおり、庁舎外構整備に係る本年度実施分の設計等業務委託料248万2千円を追加計上。

補正予算書16ページ、主要施策調べ4ページをお開きください。

3項1目戸籍住民台帳費は、マイナンバーカードの普及促進のため、国のポイント制度が終了した場合において、町の独自事業を実施することとし、7節報償費にマイナンバーカード新規取得者に対し3千円の商品券を配付するマイナンバーカード普及促進報償費150万円を追加。

4項2目参議院議員通常選挙費は、4月9日執行されました同選挙に係る投開票事務費用の確定によりまして、1節報償費から13節使用料及び賃借料まで、不用額合計100万9千円を減額計上するものでございます。

17ページになります。

3目知事及び道議会議員選挙費は、令和5年4月に予定されております知事及び道議会議員選挙に係る年度内の執行事務費として、1節報償費から13節使用料及び賃借料まで、合計508万1千円を追加計上するものでございます。

18ページになります。主要施策調べでは5ページでございます。

3款民生費1項1目社会福祉総務費で8節旅費は、執行見込額確定により17万3千円の減額。

次の11節役務費及び19節扶助費は、原油価格の高騰を受け、日常生活に大きな影響がある低所得者世帯に対する暖房費相当額の支援として、社会福祉協議会において実施する地域福祉推進事業のうち、暖房費補助事業の該当世帯25世帯及び生活保護世帯22世帯、合計47世帯に対して1万円の助成をすることとした事業費、事務費合わせて49万2千円を追加計上するものでございます。

18節負担金補助及び交付金は、それぞれ執行見込額確定によるもので、合計36万7千円を減額計上。

3目老人福祉費は、7節報償費及び19節扶助費共に執行見込額確定により、老人福祉費、計62万6千円減額計上するものです。

次に、6目ふれあいセンター費は歳出予算の補正額はございませんが、道補助金の確定によりまして財源振替を行うものでございます。

8目介護保険対策費は27節繰出金において、介護給付費の増加に伴い介護保険特別会計繰出金162万5千円追加計上するものでございます。

補正予算書19ページになります。

4目保育所費10節需用費は、児童数の増加に伴い消耗品費21万円の追加。

11節役務費は、コロナ感染症による限定保育実施の保護者連絡などに要した通信費不足の見込額9万円の追加。

12節委託料は、広域入所児童が生じたことによる広域入所委託料18万2千円の追加。保育所費計48万2千円追加計上するものです。

次に、主要施策調べ6ページをお開きください。

4款衛生費1項3目母子衛生費は、国の出産・子育て応援給付金事業でございまして、本年4月以降に妊娠、出生届を提出した方へは10万円を、妊娠届のみを提出した方へ5万円を交付、対象者を37名と推計し、事業費、事務費合わせて316万6千円追加計上するものでございます。

飛ばしまして、次のページ、6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、農地の情報収集業務効率化事業として、11節役務費から17節備品購入費まで、事業費と事務費を合わせて11万2千円を追加。

5目農業農村基盤整備推進費は、14節工事請負費で圃場散水用リールマシン9台の修繕等、農業水路等長寿命化工事請負費438万3千円追加計上するものです。

2項2目林業振興費は歳出予算の補正額はございませんが、道補助金の確定により財源振替を行うものです。

補正予算書21ページになります。主要施策調べは8ページでございます。

8款土木費2項2目道路新設改良維持費の14節工事請負費は、オホーツク海岸道路舗装修繕工事の完了に伴う執行見込額確定により、社会資本整備総合交付金事業工事請負費94万円減額。18節負担金補助及び交付金は、南10号道路の改良・舗装工事に係る今年度負担金事業の完了に伴い、道営農道整備事業負担金5千万円減額。道路新設改良維持費計4,838万2千円減額計上するものでございます。

次に、3項1目住宅管理費10節需用費では、公営住宅及び地域特別賃貸住宅の入居替えに伴う建物等修繕料の不足見込額262万9千円追加計上。

12節委託料は、解体を計画する桜ヶ丘団地2棟の工事前石綿調査費として、委託料に84万5千円を追加。18節負担金補助及び交付金は、桜ヶ丘団地からほかの公営住宅への移転補助として2件の転居を見込み、40万円を追加。住宅管理費計422万4千円を追加計上するものです。

9款消防費1項1目消防組合費は、原油高による消防庁舎、分団詰所等の光熱水費の増分といたしまして、斜里地区消防組合負担金35万円を追加計上。

10款教育費1項1目教育委員会費は、教職員成人病検査の執行見込額確定により21万円の減額。

2項義務教育振興費は、コロナ感染症の影響により中学校の修学旅行が延期になったことに伴うキャンセル料相当額といたしまして、学校教育振興会交付金79万9千円を追加計上するものでございます。

次の2項小学校費及び3項中学校費、いずれも1目学校管理費10節需用費に計上する消耗品は、国の学校保健特別対策事業の国庫補助事業として実施するコロナ感染症対策に係る消耗品費として、それぞれ15万円を追加計上するものでございます。

6項3目給食センター費は省略いたしまして、11款公債費1項2目利子は、22節償還金利子及び割引料で、各起債の借入れ計画時における貸付予定利率と実借入れ時との利率差が生じたことによりまして、地方債利子償還金400万円を追加計上するものです。

24ページから27ページまで、給与費明細書につきましては、2款4項選挙費に係る報酬及び職員手当等の明細となりますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、歳入予算ですが、10ページにお戻りください。

10款地方交付税1項1目地方交付税は、財源調整分といたしまして普通交付税1,073万1千円を追加。

12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金は、農業水路等長寿命化事業に係る受益者分担金として135万9千円追加計上。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、マイナンバーカードの普及促進に係る国庫補助金として、個人番号カード交付事務費補助金50万円を追加。

2目民生費国庫補助金は、出産・子育て応援交付金210万円追加。

5目土木費国庫補助金は、オホーツク海岸道路舗装修繕工事の完了に伴い、社会資本整備総合交付金131万8千円減額計上。

6目教育費国庫補助金は、小学校及び中学校におけるコロナ感染症対策として実施する学校保健特別対策事業費補助金14万円を追加計上するものです。

次のページになります。

3項1目総務費国庫委託金は、参議院議員通常選挙費交付金において、歳出補正同額の109万9千円減額計上。

次の15款道支出金2項1目総務費道補助金は、神浦住民センターの外壁等修繕工事に対し道補助金の採択があったので、地域づくり総合交付金70万円を追加。

2目民生費道補助金、同じく地域づくり総合交付金は、先ほど歳出補正で説明いたしました3款民生費1項1目社会福祉総務費において追加計上した暖房費助成金事業補助金などとして73万5千円を追加計上。

次の出産・子育て応援給付金は、同事業に係る道交付金として52万5千円を追加。

4目農林水産業費道補助金、農業委員会交付金は、農地の情報収集業務効率化事業に対する道補助金10万9千円を追加。

次に、農業水路等長寿命化工事に対し道補助金の採択があったので、農業水路等長寿命化事業補助金302万4千円を追加計上。

地域づくり総合交付金は、エゾシカ緊急対策により交付のあった道補助金21万円を追加計上するものでございます。

3項1目総務費道委託金は、知事及び道議会議員選挙費交付金で、歳出同額の508万1千円を追加計上するものです。

次のページになります。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、令和4年度当初予算編成において見込まれた財源不足の補填分として予算計上しておりましたが、決算見込みの推計によって財源の確保が見込まれることから9千万円を減額計上。

3目ふるさと事業基金繰入金は、にぎわい空間の開業支援事業補助金に対する財源として予算計上しておりましたが、地方創生推進交付金事業の採択を受け、補助残分において普通交付税及び特別交付税における財源措置がなされたことから、充当財源の精査を行い、2,890万1千円減額計上するものです。

5目公共施設整備基金繰入金は、防災拠点型複合庁舎の熱源に用いる温泉熱利用施設の整備につきまして過疎対策事業債の対象となり得ることから、財源振替を行うことといたしまして8,497万9千円減額計上するものです。

19款繰越金は、財源調整分といたしまして前年度繰越金2億5,062万1千円を追加。

次のページ、20款諸収入は、行政手続オンライン化構築業務に係る支出金として、地方公共団体情報システム機構支出金22万2千円追加計上するものです。

21款町債は、第3表地方債補正で御説明したとおり、事業の追加及び事業の確定に伴う補正額の計上でありまして、町債計3,176万5千円追加計上するものです。

私からは以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君） 続きまして、議案第73号、令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書29ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ保険事業勘定において1,300万円を追加し、予算の総額を保険事業勘定5億9,142万6千円とするものでございます。

37ページをお開きください。

初めに、歳出予算の補正ですが、2款1項1目居宅介護サービス等諸費及び2目地域密着型介護サービス等給付費の、それぞれ今後のサービス利用料見込みの推計によりまして、総額1,300万円追加計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして34ページをお開きください。

2款国庫支出金から次のページ、4款支払基金交付金につきましては、各介護サービス等給付費の推計に基づきまして、それぞれの負担割合に応じた負担額、交付金を追加。

6款1項一般会計繰入金は、町の負担割合に応じ162万5千円追加。

7款繰越金は、前年度繰越金を保険給付費分の財源調整として278万2千円追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君） 続きまして、議案第74号、令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書39ページをお開き願います。

第1条の収益的支出の補正でございますが、簡易水道事業費用で営業費用を300万円、営業外費用を1千円それぞれ追加し、補正後予算を2億377万7千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書は41ページから45ページとなりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたしますので、47ページをお開き願います。

1款簡易水道事業費用1項1目動力費において、原油高の影響による電気料金値上げにより不足する電気料300万円を、2項1目企業債利息において、企業債利息の利率変動に伴い不足する1千円をそれぞれ追加するものでございます。

以上で簡易水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第75号、令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書49ページをお開き願います。

第1条の収益的支出の補正でございますが、農業集落排水事業費用で営業費用を300万円追加し、補正後予算を1億7,501万1千円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたしますので、57ページをお願いいたします。

1 款農業集落排水事業費用 1 項 1 目動力費において、原油高の影響により不足する電気代 3 0 0 万円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第 7 2 号、令和 4 年度小清水町一般会計補正予算（第 6 号）について質疑を受けます。

6 番、工藤孝一議員。

○6 番（工藤孝一君）はい、6 番。最初に、行政手続オンライン化構築業務委託料、子育て、介護、選挙関係の手続のというふうに記載されていますが、選挙関係も含めて、これ具体的にはどういうことなのか説明を頂きたいと思います。

それと、主要施策の次、庁内デジタルトランスフォーメーションの推進委託料ですか、これは 1, 7 0 0 万円の業務委託が既にされていますが、今回オンライン決済突合、オンライン納付システム構築、オンライン申請システム、既存システム改修、備品購入等々、これ、もうちょっと、どういう構築なのか、具体的に御説明を頂ければありがたいと思います。

併せて、これらの 2 つのオンライン業務について、ペーパーによる従来型の申請窓口、そのことも従来どおりのこともできるのかどうか確認したいと思います。

もう一つはプライバシーについて、どのような仕組みで市民のプライバシーが保護されるのか、その点についても確認したいと思います。

それと、最後にもう一つ、補正予算書 3 7 ページの保険給付費 1 項 2 目地域密着型介護サービス等給付費 2, 1 0 0 万、この 2, 1 0 0 万、差引きで 1, 3 0 0 万の補正ですが、地域密着サービスの給付費が増え……。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前 1 1 時 1 0 分

再開 午前 1 1 時 1 1 分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開します。

よろしいですか。

○6 番（工藤孝一君）はい。オンライン化の件について、よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、主要施策の一番最初に書いてございます行政手続のオンライン化の構築業務委託でございます。今回につきましては、国のほうから、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続ということで、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求、これを行うということになってございますから、それに係る経費の補正をさせていただいております。

その上にある子育て関係、介護関係につきましては、6 月の議会で皆様から議決を頂きました事業でございます。抜粋して申し上げますと、児童手当等の受給資格等及び児童手当の額についての認定請求だとか、そういうものについてはオンライン化をするということで、子育て関係 1 5 手続、介護関係は 1 1 手続ということで進めているところでございます。これらの手続についてはマイナポータル、国が進めている、そこから手続が取れるという仕組みでございます。

もう一つ、次の庁内 D X の推進事業でございます。こちらについても、過去に、まずは業務の見える化、窓口の効率化等も含めまして、業務の見える化を、まずは調査をしたという結果でございます。

加えて、デジタル化で進めていくキャッシュレス化の導入を、新庁舎に向けて導入するというところで進めてきました。

それらの要件整備が終わりまして、じゃあどういうプログラムにするかということ整理をしましたので、まずはオンライン決済の突合システム、これは既存の役場庁舎内にあるシステム、こちらに各現金納

付であったりキャッシュレスで来るクレジット会社からのデータ等を1つのシステムの中で整理をいたしまして、税金なのか各料のお金なのか、そういうものを各システムに振り分けるといったシステムでございますので、行政の効率化という形で進めているところです。

加えて、役場庁舎の開庁している時間帯に納付等ができないという方も当然いらっしゃいますので、その利便性を向上するためにオンライン納付というもの、これはクレジットカード決済のみになるんですが、そういう形のもの利便性の向上の仕組みも構築するというところでございます。

加えて、オンライン申請ですね、こちらについても同じく開庁時に様々な証明書等の手続きができないといったケースがありますので、オンライン申請ができる仕組みを、まずはつくり上げるという形でございます。

既存システムの改修業務につきましては、これらの情報等を既存の各システムに取り入れるために必要な改修業務という形でございます。

次の備品購入につきましては、先ほど財政課長のほうからもお話があったとおり、窓口を設置するレジ、これが今は町民生活課の窓口と出納室の窓口のほうにそれぞれレジを2台ずつ、プラス、キャッシュレスの端末をそれぞれ1台ずつ設置をするといった内容でございます。

3番目にありましたこれまでの紙の申請ですね、これについては、これまで同様残して対応していきたいというふうに思います。

ただ、将来的にはペーパーレスのほうにも進めるような構築も、ちょっと考えていきたいというふうには考えているところです。

あと、プライバシーの保護の部分でございます。そちらにつきましては、現在、北海道で186市町村で構成されています電子自治体共同運営協議会というもの設置されてございます。こちらで安全なアクセス機能、それと情報漏えい対策機能を設けたセキュリティークラウドというもの共同利用で設置をされてございますので、それらを活用して、これまで同様、管理をしていきたいというふうに思っております。

なお、参考でございますが、キャッシュレスの部分で、クレジットカードの番号等については本町では取得しないと、あくまで利用者さんとクレジット会社さんとの間でのやり取りしかないということです。小清水町でクレジットカードの番号等取得してデータとして持っているということはないので、付け加えておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。オンラインの行政手続の選挙関係で、オンライン請求というふうにおっしゃられたと思うんですが、不在者投票の請求手続がオンラインでできる、なおかつ、投票もできるんですか。ちょっと、そこら辺まではよく分からないので、再度お聞きしたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）不在者投票制度ですから、小清水町に住所を有して、例えば学生さんとかであれば札幌のほうにいらっしゃると、これまでは郵便での請求だったんですね。投票したいのという手続を取ったんですが、それをオンラインで、あくまで手続を申請するという形で、投票用紙のほうを、こちらのほうから投票者のほうにお送りをして、向こうで手続を取ると。投票はこれまでどおりの対応となります。あくまで不在者投票の投票をしたいという用紙の請求をするだけということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○6番（工藤孝一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。それと何点かお伺いしたいんですが、まず1点目、4款の衛生費、母

子衛生費になりますが、出産・子育て応援交付金事業であります。これに関しては、対象者として令和4年4月以降に出生した子供を養育する方、また、妊娠届を出された方ということになっているんですが、これが対象10万円です。それから、令和4度中に妊娠届のみを提出された方が半分の5万円ということになっているんですが、この最初の妊娠と出生届を出された方、これはセットになっているんですか。これ、出生届だけ出された方も10万円の対象になっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

それと、もう一点なんですが、第6款の農林水産業費の中の農業農村基盤整備推進費の中の散水用リールマシン補修整備事業なんです。今回これ9台ですか、載ってまして、どのような補修等々やられるのか。どのようなというか、どの程度の補修をする予定なのか、また、利用者負担としてどういうことになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）出産・子育て応援交付金事業の関係でございますが、今年度から追加、国からの財源充当されるという事業で、概要は示されておりますけれども、実際の実施要綱はこれからということになっておりますが、現在示されている情報によりますと、妊娠届、出した際に5万円、出生届、出した際5万円なんです。年度当初の初年度については、令和3年度に妊娠届を出されて、令和4年4月以降出産された方にも10万円を交付するという方向で検討されているという情報がございましたので、ここに一括して、妊娠届、出生届を出された方には10万円として予算措置をしております。改めて、正式に実施要綱が示されましたら、そのやり方で交付していきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

リールマシン9台の修繕の内容ということですが、リールマシン9台につきましては、基本的なパッケージといたしまして、躯体、ホースとパッキン、全て含めまして、基本的にフルで稼働できる状態にするということで、1台当たり361万3千円を見込んでございます。利用者負担の考え方ですが、今回、こちらにつきましては、国が55%、道が14%、受益者については31%の負担を頂くということとなっております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。最初の衛生費のほうの関係なんです。令和3年度に妊娠、さらに令和4年度に出生する方でも、今の見込みとしては対象にしたいということなんです。不測の事態といいますか、不幸にして、妊娠届、出生届を出された方でも流産もしくは死産、生後間もなく亡くされるというような事態も考えられないこともないわけですから、その不測の事態が起きたときの対応が、どのような対応を取られるのか、お伺いしたいと思います。

それと、6款の農林水産業費ですが、今回、事業費で1台360万を超える金額ですよ。今回9台ということですが、恐らく、町内60台を超えるリールマシンを保有しているのかなと、正確な数字は私もつかんでおりませんが、分かりませんが。その中で、今回9台ということは、もう既にこの機械が早くから導入されておまして、恐らく経過年数でいけば15年を超えるのかなという機械がかなり多いように思われます。9台ずつをやっていくと、相当な年数がかかるのかなと思っておりますので、今後、60台に対するこの事業の継続といいますか、保守整備、どのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）1点目の出産・子育て応援交付金事業関係でございますけれども、届出を出されてから、不幸な事態が起こったとき、どうなるのかということでございますけれども、今の要件でいきますと、届出を出されたことで条件は満たしておりますので交付されると思っております。正式な実施要綱に基づいて交付の手続きを行ってまいりたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）お答えします。

今回の補正で上げさせていただきました9台につきましては、当初より計上していたものに対しまして、資材高騰という事情に対しまして追加補正という形で計上させていただいたものでございます。

こちらのリールマシンの修繕の事業につきましては、当初より、令和4年、令和5年、令和6年度、3か年間で残り15台、総体で24台です。3か年間で24台の修繕計画を立てて国に申請しているところでございます。

現在、町内に、リールマシンにつきましては61台の保有を確認しておりまして、これらにつきましては都度、老朽化の度合いを見まして、次の国の修繕の事業等がありました際には、優先度を当該職員のほうで確認させていただきまして、事業のほうに随時計上させていただきたいと思っています。まずは3か年間で24台の修繕を優先させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）今の説明いただきました散水用リールマシンの関係ですが、先ほども言いましたように、当初から導入されている方につきましては、もう15年以上たっているということもありますし、相当な年数が経過しております。この間、当時は営農をやっている方でも離農された方、さらには当初、共有して持っていた方でも、片方の方が離農される、片方が後継者関係でやめられているという方については、もう恐らく転出といいますか移動されて、機械自体が移動されているのが間々あるのかなと思われま。

逆に今まで、当初から導入されていない方でも、町外から、やめられた方の機械を導入されている方もいるやに思われますので、その辺の調査といいますか、台数の確定というのがなされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）お答えします。

本年、令和4年度の当初事業の設計に当たりまして、昨年、令和3年度中に、現在のリールマシンの保有者全件に対して調査のほうを行ってございます。その結果の61台ということで、議員おっしゃるとおり、15年を超えた老朽化しているものもあるということで、その61台について、老朽の度合いを確認させていただきました結果の当該3か年間の24台という形で計画のほう作成させていただいております。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。3款民生費2項児童福祉費の中の12節委託料なんですけど、先ほど18万2千円というふうに広域入所委託料となっております。これは何人に対しての18万2千円なのかちょっと分からなかったもので、御説明いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木祐之君）保育所の広域入所の関係ですが、このたび、里帰り出産で夕張市のほうで里帰り出産されるという方がいらっしゃいまして、夕張市の保育所のほうで受入れ可能ということで回答いただきまして、そちらのほうに受け入れていただくために、こちらの保育所から委託をして、入所いただく経費として入所委託料を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。そういうパターンがあるというのは、今、初めて聞いたので、それは非常にいいことなんだろうなと、住みやすい町、小清水のための一つなのかなというふうに感じました。

保育所の関係でいうと職員の募集や何かも、今しきりに出ておりますが、来年度に向けての予想というか、その辺、もし把握されていたらお聞かせ願いたいなというふうに、今現在、応募されている方が

いるかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えしたいと思います。

今、若干名で保育士さん募集をしておりますが、今のところは応募がない状況でございます。今回、実習に来た方もおられますので、お声かけをするなり、採用に向けては努力をしているところでございますが、これから建設いたします認定こども園に向けては、その辺、前段で採つといたほうがいいたろうということで、急遽、今募集をしているところでありますが、なかなかそこはすぐ応募があるという状況ではないというふうに認識をしております。その辺、職員化も含めて、今、鋭意検討しているわけですが、その人数も、間もなく決めた中で採用計画をつくり、努力をしていきたいというふうに考えてございますので、今、具体的な数は申し上げられませんが、御理解を頂きたいと思っております。

○9番（木戸寛治君）ありがとうございました。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番。交通対策費の2千何ぼがあれなんですけども、たしかに去年もそのぐらいだと思んですけども、対前年でどのぐらいですか、同じぐらいの金額ですか、これは。そして、1月から12月までの分なんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきます。

昨年度との実績でございますが、おおよそ補助金額で200万円程度増額となっております。

理由といたしましては、昨年度までは負担割合の計算式の中で3分の2の負担割合というのがあったんですが、それが本年から3分の3というふうに変わりまして、この分が増額になったというものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○3番（瓜田新一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。桜ヶ丘団地2棟解体の件だったんですけど、これで桜ヶ丘団地は全て解体なのか確認したかったので、お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）回答いたします。

このたび転居されて、空きとなった2棟を解体するための調査でございまして、そのほかに、まだ入居者は——ちょっと今、数は持ってきておりませんが——まだほかの団地では残っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○8番（更科浩司君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第72号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第72号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第3号)について質疑を受けま
す。

6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) 6番。補正予算書37ページであります。2目の地域密着型介護サービス等給付費、
2,100万円の追加ということに、負担金、補助金の追加ということではありますが、この地域密着型の
施設の何か所対象になっていて、今回の負担金2,100万の増加については、どの施設の利用が増えた
のか、その要因といたしますか、背景を御説明いただければありがたいと思います。お願いします。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長(齊藤高広君) 地域密着型介護サービス事業所でございますが、町民の方が住み慣れた町
に住み続けられるよう指定された介護保険施設でございますけれども、町内には通所型事業所みちると認知
症グループホームあかりの2か所がございます。

今回の補正の主な分といたしましては、グループホームあかりの入居者の増に伴うものでございませ
ども、2,100万円計上させていただいておりますけれども、予算の見方といたしまして、前年度あるい
は過去3か年の実績等に基づいて予算計上させていただくわけでございますけれども、グループホームあ
かりについては、昨年、令和3年度途中から1ユニット9床から2ユニット18床に増加、利用を増やして
おります。その関係が当初予算にはちょっと反映できなかったものですから、今回特にグループホームあ
かりの分の1ユニット9床追加された分の費用を追加計上させていただいたものでございます。

○議長(坂田秀昭君) よろしいですか。

○6番(工藤孝一君) はい。

○議長(坂田秀昭君) ほかに。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第73号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第73号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について質疑を受けま
す。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第74号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第74号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第75号、採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第75号、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第76号、小清水町防災拠点型複合庁舎の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第76号、小清水町防災拠点型複合庁舎の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

防災拠点型複合庁舎につきましては、これまで地方創生の取組を再考する中、単に役場機能のみを整備するのではなく、中心市街地の活性化と住民コミュニティの再生の場となるようスポーツジム、コインランドリー、カフェの3つの機能を設け、利用者の幅を大きく持たせ、人の滞留を生み出し、そしてにぎわいを創出すること、かつ、日常時と非常時を隔てることなく連続して使用が可能な機能発揮を目指すとしたフェーズフリーの概念を取り入れ、スポーツジムの機能は床暖房を設置した避難場所として、シャワー室及びランドリーは衛生環境の保持の場として、カフェについては簡易な炊き出し機能を設けるなどとして、令和5年4月より指定管理者制度を活用し、令和5年5月の供用開始に向けて現在建設を進めております。

この施設の指定管理者につきましては、これまで施設機能の協議等を行ってまいりましたNPO法人グラウンドワークこしみず——構成団体は小清水町、小清水町商工会、株式会社ルネサンス、株式会社OKULABの4団体——が本施設の管理・運営を行うことによりまして、より適切、効率的な利用の促進が図られるものと判断したところであり、小清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に規定する、公募によらない指定管理者の候補者とするものでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、小清水町南町2丁目7番26号、旧小清水町教育委員会庁舎内、特定非営利活動法人グラウンドワークこしみず理事長八木勝正氏を指定管理者として指定するものでございます。

なお、指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第76号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第76号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎同意第2号

○議長(坂田秀昭君) 日程第11、同意第2号、監査委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) ただいま上程されました同意第2号、監査委員の選任について御説明申し上げます。

現在の監査委員のうち、識見を有する委員として選任しておりました重成一男氏は、平成27年1月に就任されて以来、本町の行政運営に御尽力いただいておりますが、令和5年1月18日をもって2期目の任期が満了いたしますことから、次期の監査委員を選任する必要があるものでございます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条において、人格が高潔で、財務、事業の経営管理、そのほか行政運営に関し優れた識見を有する方とされておりまして、これを勘案した結果、引き続き重成一男氏を選任いたしたく、本案を御提案申し上げた次第でございます。

重成氏の経歴につきましては、別途お配りしております履歴書のとおりでございますが、人格、識見とも監査委員に適任と存じますので、選任について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 同意第2号、本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時47分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第8回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時48分)

